

専攻名 法学・政治学専攻 選抜区分 一般

科目名 経済法 記載者氏名 \_\_\_\_\_

解答例又は出題意図

【別紙の添付又はデータによる提出の場合は、その旨を記載願います。】

問題1から3は、すべて必須問題です。全問について解答してください。

問題1 独占禁止法 2 条 6 項における「共同して」の文言について説明してください。

独占禁止法 2 条 6 項は不当な取引制限に関する規定である。不当な取引制限は、2 つ以上の事業者による、いわゆるカルテルや入札談合などからなっており、判例によると、そのためには参加事業者間相互に「意思の連絡」が必要だとされている。「共同して」は、この「意思の連絡」を意味するというのが日本の定説である。

しかし、実際の意思の連絡は、今日、不当な取引制限が禁止行為であることが広く認識されているため、明示の合意によるものだけでなく、黙示の合意から成っていることも含まれるとされている。一方、黙示の合意については、不当な取引制限にはならない意識的並行行為の区別が問題になり得る。そのための一つの判断基準として、東芝ケミカル事件の東京高裁判決は、明示の合意までは必要ではないが、相互に他の事業者の行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りるという基準を示したものの、実際の意思の連絡の立証においては、上記の東芝ケミカル事件の東京高裁判決を含め、事前の連絡交渉、その内容及び事後の行動の一致という間接証拠の積み上げによるものが多い。このような間接証拠の積み上げは、すべてのものについて具体的な特定を要求されることはない。但し、外見上、例えば事後の行動の一致などがあつたとしても他の事業者の行動とは無関係に、独自の判断によって自社の行為が行われたことを証明できる「特段の事情」があれば意思の連絡が否定されることもあり得る。

問題2 独占禁止法 2 条 9 項 5 号における「自己の取引上の地位が相手方に優越していること」の文言について説明してください。

独占禁止法 2 条 9 項 5 号は、優越的地位の濫用に関する規定である。優越的地位の濫用が認められるためには、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用し、濫用行為を行うという要件が必要となる。このうち、「自己の取引上の地位が相手方に優越していること」について、優越的地位濫用ガイドラインは、「甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合である」(第 2-1)としている。そして、その判断のための考慮要素としては、乙の甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮する、とされている(同ガイドライン 2-1)。

なお、この「優越」は、市場支配的な地位またはそれに準ずる絶対的なものである必要はなく、相互間での相対的なものであれば足りる。

問題3 独占禁止法における正当化事由(正当化理由)について説明してください。

市場において反競争効果が発生する場合であっても、生命、安全、環境など、何か違反行為を正当化できる根拠(理由)があれば効果要件を満たさず、独占禁止法違反にならないことがある。ここでの「正当化できる根拠(理由)」が正当化事由である。このような正当化事由は独占禁止法上明文化されていないが、その存在及びどこまで独占禁止法に適用できるかについては、例えば、昭和 59 年の石油価格協定刑事事件で見るとずっと議論があつた。今日においては、正当化事由

があれば競争の実質的制限または公正競争阻害性を満たさないとされる解釈が一般的である。実際に正当化事由の根拠になることができるものとしては、不適格な事業者や商品役務の排除、公共性、効率性の向上、業績不振の他の事業者の救済などがあり、これらのような目的だけでなく、手段も、例えば「より競争制限的でない手段」のものであるなど、必要な範囲内のものでなければならないとされている。